

# 平成30年災における大規模災害査定方針の適用実績について

## 【農地・農業用施設】

農林水産省農村振興局整備部防災課災害対策室

# 1. 大規模災害査定方針の対象となった災害

## 対象災害

○平成30年災は、3つの災害が激甚災害(本激)の指定となり、大規模災害査定方針が適用された。

### ①平成30年梅雨前線豪雨等(平成30年7月豪雨含む)(災害期間:5月20日から7月10日)

- ・激甚災害指定見込み発表(内閣府):7月15日
- ・激甚災害の指定:7月27日 公布・施行
- ・農地、農業用施設等の被害概要(H31.1.9時点公表):被害数52,001箇所、被害額1,405.3億円



水路の被災(7月 広島県三次市)



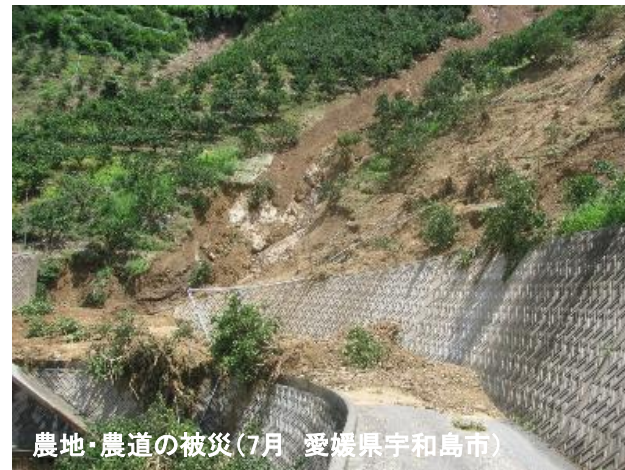
水路の被災(7月 岡山県倉敷市)



農地・農道・水路の被災(7月 愛媛県宇和島市)

PASCO

株式会社パスコ / 愛媛県宇和島市  
2018年7月 豪雨災害



農地・農道の被災(7月 愛媛県宇和島市)

# 1. 大規模災害査定方針の対象となった災害

## ②平成30年北海道胆振東部地震(災害期間:9月6日)

- ・激甚災害指定見込み発表(内閣府):9月13日
- ・激甚災害の指定:10月1日 公布・施行
- ・農地、農業用施設等の被害概要(H31.1.28時点公表):被害数305箇所、被害額579.6億円



農地・施設の被災(9月 北海道厚真町)



水路(管水路等)の被災(9月 北海道安平町)



農地の被災(9月 北海道むかわ町)

## ③台風第24号(災害期間:9月28日から10月1日)

- ・激甚災害指定見込み発表(内閣府):11月15日
- ・激甚災害の指定12月5日 公布・施行
- ・農地・農業用施設等の被害概要(H31.1.9時点公表):被害数:5,090箇所、被害額:115.6億円



農地の被災(9月～10月 京都府伊根町)



農地の被災(9月～10月 宮崎県西臼杵郡)

## 2. 大規模災害査定方針の適用

### (1) 机上査定上限額の引上げ

#### 【簡素化による効果】

机上査定上限額の引上げにより、現地調査件数が減少するため、査定期間が短縮します。  
(参考: 農地・農業用施設)

H30年災 200万円未満の机上査定件数 / 全机上査定件数 = 約41%

H30年災 上限額以下の机上査定件数 / 全机上査定件数 = 約78%

机上査定上限額の引上げにより、机上査定件数が約37%増加。

※事業主体において、机上査定より実地査定が効率的と判断し、机上査定上限額以下でも実地査定を行う場合がある。

#### ① 平成30年梅雨前線豪雨等(平成30年7月豪雨含む)

| 都道府県名 | 通常時     | 拡大後（机上査定上限額） |           |
|-------|---------|--------------|-----------|
|       |         | 農地           | 農業用施設     |
| 北海道   | 200万円未満 | 2,000万円以下    | 3,000万円以下 |
| 福井県   |         | 600万円以下      | 1,000万円以下 |
| 岐阜県   |         | 500万円以下      | 2,000万円以下 |
| 滋賀県   |         | 200万円以下      | 800万円以下   |
| 京都府   |         | 450万円以下      | 500万円以下   |
| 大阪府   |         | 300万円以下      | 2,630万円以下 |
| 兵庫県   |         | 400万円以下      | 500万円以下   |
| 奈良県   |         | —            | 1,200万円以下 |
| 岡山県   |         | 500万円以下      | 2,000万円以下 |
| 広島県   |         | 420万円以下      | 2,000万円以下 |
| 山口県   |         | 500万円以下      | 700万円以下   |
| 徳島県   |         | 250万円以下      | 1,320万円以下 |
| 香川県   |         | 550万円以下      | 1,400万円以下 |
| 愛媛県   |         | 1,800万円以下    | 2,000万円以下 |
| 福岡県   |         | 400万円以下      | 2,500万円以下 |
| 長崎県   |         | —            | 500万円以下   |
| 熊本県   |         | 400万円以下      | 500万円以下   |
| 大分県   |         | 350万円以下      | 500万円以下   |
| 宮崎県   |         | 350万円以下      | 600万円以下   |
| 鹿児島県  |         | 250万円以下      | 400万円以下   |

| 都道府県名 | 通常時     | 拡大後（机上査定上限額） |           |
|-------|---------|--------------|-----------|
|       |         | 海岸保全施設       | 地すべり防止施設  |
| 愛媛県   | 300万円未満 | 2,500万円以下    | 2,500万円以下 |

## 2. 大規模災害査定方針の適用

### ②平成30年北海道胆振東部地震

| 都道府県名 | 通常時     | 拡大後（机上査定上限額） |           |
|-------|---------|--------------|-----------|
|       |         | 農 地          | 農業用施設     |
| 北海道   | 200万円未満 | 6,600万円以下    | 7,200万円以下 |

### ③台風第24号

| 都道府県名 | 通常時     | 拡大後（机上査定上限額） |           |
|-------|---------|--------------|-----------|
|       |         | 農地           | 農業用施設     |
| 山梨県   | 200万円未満 | 500万円以下      | 1,500万円以下 |
| 静岡県   |         | —            | 1,000万円以下 |
| 京都府   |         | 300万円以下      | 400万円以下   |
| 鳥取県   |         | 400万円以下      | 600万円以下   |
| 岡山県   |         | 300万円以下      | 2,000万円以下 |
| 香川県   |         | 500万円以下      | 800万円以下   |
| 愛媛県   |         | 340万円以下      | 500万円以下   |
| 宮崎県   |         | 300万円以下      | 800万円以下   |

## 2. 大規模災害査定方針の適用

### (2) 採択保留額の引上げ

#### 【簡素化による効果】

採択保留額の引上げにより、採択保留件数が減少するため、早期着手する災害復旧事業が増加します。

#### ① 平成30年梅雨前線豪雨等(平成30年7月豪雨含む)

| 工 種   | 通常時   | 拡大後(採択保留額) |
|-------|-------|------------|
| 農業用施設 | 2億円以上 | 2億5千万円以上   |

### (3) 査定設計書に添付する図面等の簡素化

#### 【簡素化による効果】

設定設計書に添付する図面、写真を簡素化するため、査定資料の準備期間が短縮します。

#### ① 平成30年梅雨前線豪雨等(平成30年7月豪雨含む)

- ・農 地 : 北海道、岐阜県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、岡山県、広島県、山口県、香川県、愛媛県、福岡県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
- ・農業用施設 : 北海道、岐阜県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、岡山県、広島県、山口県、香川県、愛媛県、福岡県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
- ・海岸保全施設 : 愛媛県
- ・地すべり防止施設 : 愛媛県

#### ② 平成30年北海道胆振東部地震

- ・農 地 : 北海道
- ・農業用施設 : 北海道

#### ③ 台風第24号

- ・農 地 : 山梨県、京都府、鳥取県、岡山県、愛媛県
- ・農業用施設 : 神奈川県、山梨県、京都府、鳥取県、岡山県、愛媛県

## 2. 大規模災害査定方針の適用

### (4) 一箇所の工事

#### 【簡素化による効果】

工事の工期や発注単位を勘案し、被災箇所を統合又は分割し、一箇所の工事とみなす箇所の範囲を決定することで、早期着手する災害復旧事業が増加します。

#### ① 平成30年梅雨前線豪雨等(平成30年7月豪雨含む)

- ・農地：北海道、福井県、岐阜県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、岡山県、広島県、山口県、香川県、愛媛県、福岡県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
- ・農業用施設：北海道、福井県、岐阜県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、岡山県、広島県、山口県、香川県、愛媛県、福岡県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
- ・海岸保全施設：愛媛県
- ・地すべり防止施設：愛媛県

#### ② 平成30年北海道胆振東部地震

- ・農地：北海道
- ・農業用施設：北海道

#### ③ 台風第24号

- ・農地：山梨県、京都府、鳥取県、岡山県、愛媛県
- ・農業用施設：神奈川県、山梨県、京都府、鳥取県、岡山県、愛媛県

## 2. 大規模災害査定方針の適用(参考)

### 農地、農業用施設以外における農林水産省の各部局が所管する対象施設(暫定法)の適用状況

#### (1) 机上査定上限額の引上げ

##### ① 平成30年梅雨前線豪雨等(平成30年7月豪雨含む)

###### i. 林道

| 都道府県名 | 通常時     | 引上げ後<br>(机上査定上限額) |
|-------|---------|-------------------|
| 京都府   | 300万円未満 | 500万円以下           |
| 鳥取県   |         | 600万円以下           |
| 岡山県   |         | 659.8万円以下         |
| 広島県   |         | 860万円以下           |
| 山口県   |         | 1,400万円以下         |
| 徳島県   |         | 1,374.6万円以下       |
| 愛媛県   |         | 2,000万円以下         |
| 高知県   |         | 1,550万円以下         |
| 福岡県   |         | 877.5万円以下         |
| 佐賀県   |         | 600万円以下           |

###### ii. 林地荒廃防止施設

| 都道府県名 | 通常時     | 引上げ後<br>(机上査定上限額) |
|-------|---------|-------------------|
| 北海道   | 300万円未満 | 3,500万円以下         |

##### ② 平成30年北海道胆振東部地震

###### i. 林道

| 都道府県名 | 通常時     | 引上げ後<br>(机上査定上限額) |
|-------|---------|-------------------|
| 北海道   | 300万円未満 | 3,610万円以下         |

###### ii. 林地荒廃防止施設

| 都道府県名 | 通常時     | 引上げ後<br>(机上査定上限額) |
|-------|---------|-------------------|
| 北海道   | 300万円未満 | 1億8,000万円以下       |

##### ③ 台風第24号(林道)

| 都道府県名 | 通常時     | 引上げ後<br>(机上査定上限額) |
|-------|---------|-------------------|
| 京都府   | 300万円未満 | 700万円以下           |
| 鳥取県   |         | 978.6万円以下         |
| 徳島県   |         | 577.7万円以下         |
| 愛媛県   |         | 1,335万円以下         |

#### (2) 採択保留額の引上げ

##### 平成30年北海道胆振東部地震(林道)

| 都道府県名 | 通常時   | 引上げ後<br>(採択保留額) |
|-------|-------|-----------------|
| 北海道   | 2億円以上 | 4億8,400万円以上     |

#### (3) 査定設計書に添付する図面等の簡素化

##### ① 平成30年梅雨前線豪雨等(平成30年7月豪雨含む)

・林道：京都府、岡山県、広島県、山口県、徳島県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県

##### ② 平成30年北海道胆振東部地震

・林道：北海道  
・林地荒廃防止施設：北海道

##### ③ 台風第24号

・林道：京都府

#### (4) 一箇所の工事

##### ① 平成30年梅雨前線豪雨等(平成30年7月豪雨含む)

・林道：岡山県、広島県、山口県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県

##### ② 平成30年北海道胆振東部地震

・林道：北海道  
・林地荒廃防止施設：北海道

### 3. 大規模災害査定方針適用通知までの日数(農地・農業用施設)

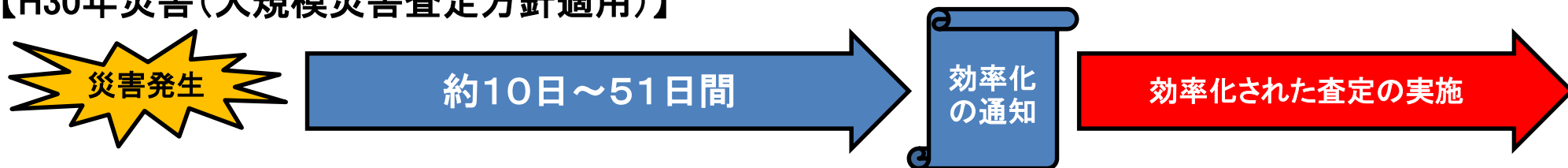
#### 大規模災害査定方針対象の災害発生日から適用通知までの日数

- ①平成30年梅雨前線豪雨等(平成30年7月豪雨含む)  
→ 適用通知日:7月20日(災害終息後から10日後、指定見込み公表から5日後)
- ②平成30年北海道胆振東部地震  
→ 適用通知日:9月20日(災害終息後から14日後、指定見込み公表から7日後)
- ③台風第24号  
→ 適用通知日:11月22日(災害終息後から51日後、指定見込み公表から7日後)

#### 【従来】



#### 【H30年災害(大規模災害査定方針適用)】



#### 【事前ルール化による効果】

査定の効率化の通知が最短で約30日間程度短縮され、早期に災害復旧事業計画概要書等の作成が可能となります。

**本査定方針の適用により、平成30年災においては1月末までに災害査定が完了。**